

# テレビ番組の2次利用に向けての問題意識

- 2次利用前提の映画型となった場合
  - ◆ 費用処理方法の見直し……一括費用処理から期間償却へ
  - ◆ 期間償却方法の選択……将来見込収益対応(参考:米国会計基準)、映画の償却方法が参考となるが明確な基準なし
  - ◆ 会計処理基準が決まらないと税務上の取り扱いは明示されない
  - ◆ 映画の場合は、1次利用(劇場公開)と2次利用(DVD・TV放映)収入比率の実績多数有るが2次利用されたTV番組のトラックレコード少ない→償却方法決定にあたっての障害
  - ◆ 過去のTV番組の2次利用……映画や音楽は2次利用が進み、権利売買もされている→Valuationで値付けされている→Valuationのための実績データ等が必要(必要項目は要検討)
  
- J-SOX対応
  - ◆ 委託業務に係る内部統制についても評価範囲に含まれることとなった
  - ◆ 制作会社等外部の受託会社の業務の内部統制の有効性評価が必要
  - ◆ TV番組が映画型となった場合、TV局の資産となる→資産管理対象



TV局と制作会社の関係の変化に発展する可能性